

令和8年7月7日

議事(2) 草津市下水道事業第9期 経営計画(経営戦略)の見直しについて

歌川広重の作品
「東海道五拾三次之内草津」を
モチーフにしたマンホール蓋



目次

1. 計画見直しの概要
2. 策定スケジュール
3. 下水道事業の概要
4. 現行計画の概要

1 計画見直しの概要



計画見直しの概要

	草津市下水道事業第9期経営計画(経営戦略)
計画期間	令和4年度～令和15年度(12年間)
見直し期間	令和8年度～令和9年度
目的	下水道サービスを、将来に渡り継続するべく、様々な事業環境や経営環境の変化に対応しつつ、安定した経営を続けていくため。
内容	行動計画および成果指標、投資・財政計画、経営効率化への取組 使用料の方向性 等



1 計画見直しの概要

計画見直しの考え方



	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
①計画の策定	● 策定	R4～R15												
②事業の推進		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		毎年の上下水道事業運営委員会での成果指標に関する進捗確認												
③目標達成状況の確認 ④改善の検討														
使用料改定の検討														
県経営計画の計画期間					● 策定						● 策定			
		R3～R7					R8～R12						R13～R17	

1 計画見直しの概要

見直しに向けての流れ

草津市下水道事業第9期経営計画
見直し案

- ◆行動計画
- ◆成果指標
- ◆投資・財政計画
- ◆経営効率化への取組
- ◆使用料改定の検討 等

審議

上下水道事業
運営委員会

諮問

答申

市長

パブリックコメント

計画の見直し

2 策定スケジュール



全体スケジュール

項目	令和8年度												令和9年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
議会報告等		【議会報告】 ・策定方針 ・スケジュール					【議会報告】 ・財政収支の見通し ・水道料金10%還元継続可否の検討状況 ・上下水道料金改定時期の検討状況 ・上下水道料金改定率等				【議会報告】 ○計画の中間協議 ・水道料金10%還元継続の可否 ・上下水道料金改定時期 ・上下水道料金改定			【議会報告】 ・パプコメ実施 パプコメ実施				【議案提出】 ・条例改正(料金改定)			【議会報告】 ・パプコメ結果 ・計画案		計画見直し完了		4月1日 計画施行
上下水道事業運営委員会		【第1回】 ・諮問 ・策定方針 ・現状の確認				【第2回】 ・成果指標の進捗および検証結果 ・水需要、排水量および財政収支の見通し など				【第3回】 ・財政収支の見通し ・水道料金10%還元継続可否の検討状況 ・上下水道料金改定時期の検討状況 ・上下水道料金改定率等の検討状況		【第4回】 ○計画案 ・水道料金10%還元継続の可否 ・上下水道料金改定時期 ・上下水道料金改定率等 ・パプコメ実施内容		答申											

3 下水道事業の概要



事業の概要

事業区分	目的	処理方法	主たる資金区分
汚水事業	生活衛生の向上や公共用水域の水質保全	汚水を処理場で処理し琵琶湖へ排水	下水道使用料
雨水事業	浸水被害の軽減	雨水を河川へ排水	税収入



3 下水道事業の概要



汚水事業の概要

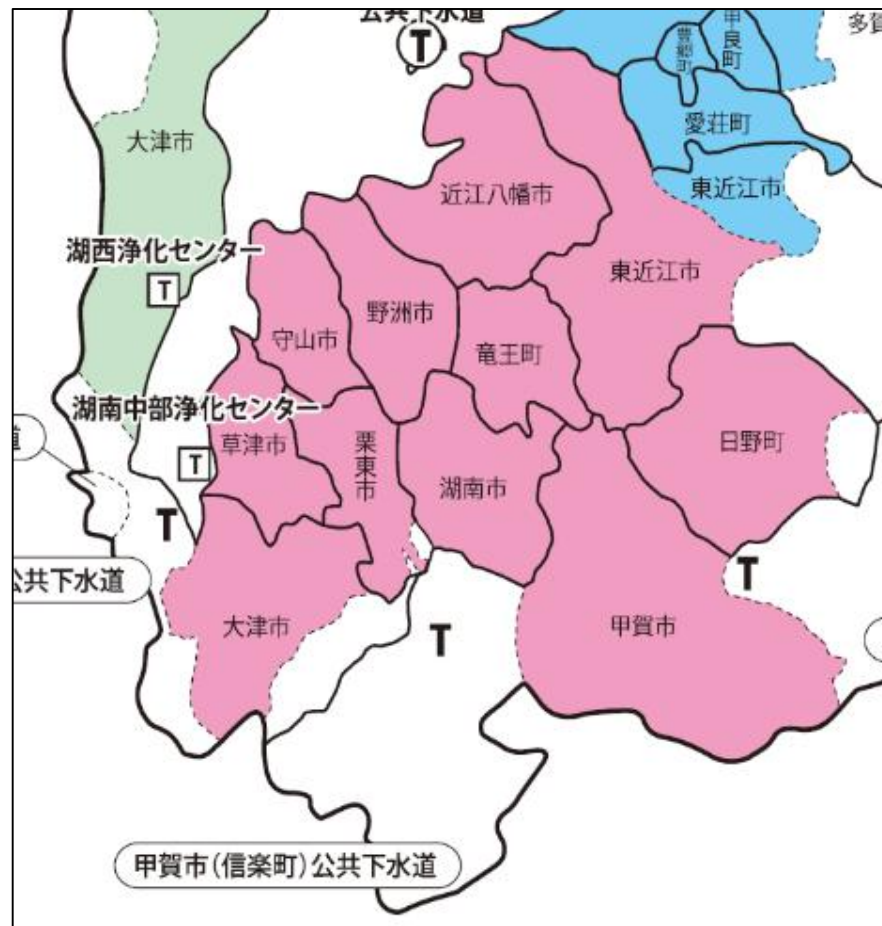
【公共下水道】

◆滋賀県が設置し11市町の広域で構成された流域下水道（湖南中部浄化センター）で浄化処理



◆昭和49年より事業に着手、昭和57年度より供用開始

◆下水道人口普及率
令和6年度末 99.8%
（市全体人口に対する下水道の整備済人口の割合）



滋賀県琵琶湖流域下水道区域図（一部抜粋）



4 現行計画の概要

計画の全体像

項 目	主な内容
第1章 計画策定の目的等	計画策定の目的、期間、進捗管理
第2章 下水道事業の 現状と課題	下水道施設・雨水幹線の整備状況、 財政状況および課題
第3章 事業運営の目標	目標、行動計画、成果指標
第4章 投資・財政計画	人口・汚水量予測、投資・財政計画、 下水道使用料の方向性、経営効率 化への取組
第5章 今後の事業運営に 向けて	推進体制とフォローアップ



4 現行計画の概要

第1章 計画策定の目的等

全国的に抱える主な課題

不明水対策

浸水リスク
の増加

長寿命化
対策

施設の
災害対策

経営基盤の
自立化

総務省(追加)

「経営戦略」
の改定推進
について

課題解決
に向けて

経営計画の位置付け

国土交通省・総務省

新下水道ビジョン（平成26年7月）

公営企業の経営に当たっての留意事項
（平成26年8月）

滋賀県

滋賀県下水道第2期中期ビジョン
（令和3年3月）

草津市

第6次草津市総合計画
（令和3年3月）

第9期経営計画

将来の
需要予測

将来必要な投資規模
の目標設定

投資計画

将来の
収支予測

経営目標の設定

財政計画

経営計画



4 現行計画の概要

第3章 事業運営の目標

目 標

下水道施設の更新・ 災害対策の推進

- ①計画的な点検調査による
改築更新の実施
- ②耐震対策の実施
- ③治水対策の実施
(雨水幹線の整備)

経営の健全化

- ①独立採算の実現
- ②水洗化率の向上
- ③顧客ニーズの把握と
サービス向上
- ④不明水対策

下水道の安定運営 (※1)

(※1) 第6次草津市総合計画(上下水道分野)における基本方針

4 現行計画の概要



第3章 事業運営の目標

(目標1) 下水道施設の更新・災害対策の推進

- 計画的な点検調査や改築更新の実施
- 耐震対策の実施
- 治水対策の実施
(雨水幹線の整備)

行動計画	成果指標	単位	実績値			目標値		望ましい方向
			R4	R5	R6	R9	R15	
計画的な点検調査や改築更新の実施	高リスク管の点検調査延長	km	26.9	30.7	32.9	48.5	74.9	↑
		下水道ストックマネジメント計画における高リスク管の点検調査延長。						
耐震対策の実施	重要な幹線等の耐震化率	%	63.5	65.2	67.1	69.0	77.4	↑
		災害時緊急輸送路等に埋設されている重要な幹線等の管路について、耐震性能を有している管路延長の割合。						
治水対策の実施 (雨水幹線の整備)	雨水整備面積	ha	633.9 (21.0%)	634.9 (21.0%)	636.4 (21.1%)	636.4	648.4	↑
		雨水幹線の整備が完了した区域の面積。()内の数値は、雨水幹線の整備が完了した区域の面積を雨水幹線整備の全体計画の面積3,023haで除した数値。						

望ましい方向: ↑ 高いほど望ましい / ↓ 低いほど望ましい

4 現行計画の概要



第3章 事業運営の目標

(目標 2) 経営の健全化

- 独立採算の実現
- 水洗化率の向上
- 顧客ニーズの把握とサービス向上

行動計画	成果指標	単位	実績値			目標値		望ましい方向
			R 4	R 5	R 6	R 9	R 1 5	
独立採算の実現	一般会計繰入総額に占める基準内繰入額の割合	%	65.2	66.0	63.1	71.2	100.0	
		総務省から通知されている基準内の繰入額の繰入総額に対する割合。						
水洗化率の向上	水洗化率	%	98.6	98.9	98.9	98.9	99.6	
		下水道が既に整備された区域内の人口に対して、実際に下水道に接続している人口の割合。						
顧客ニーズの把握とサービス向上	「下水道の安定運営」に満足している市民の割合（※1）	%	38.8 (85.5)	40.4 (86.2)	40.0 (85.9)	38.0	39.2	
		市民意識調査にて「満足」「やや満足」と回答した市民の割合。						

(※1) 当該割合は、各年度の市民意識調査の結果に基づく数値。

なお、実績値の()内の数値は、「ふつう」と回答した市民の割合を含んだ場合の数値。

望ましい方向:  高いほど望ましい

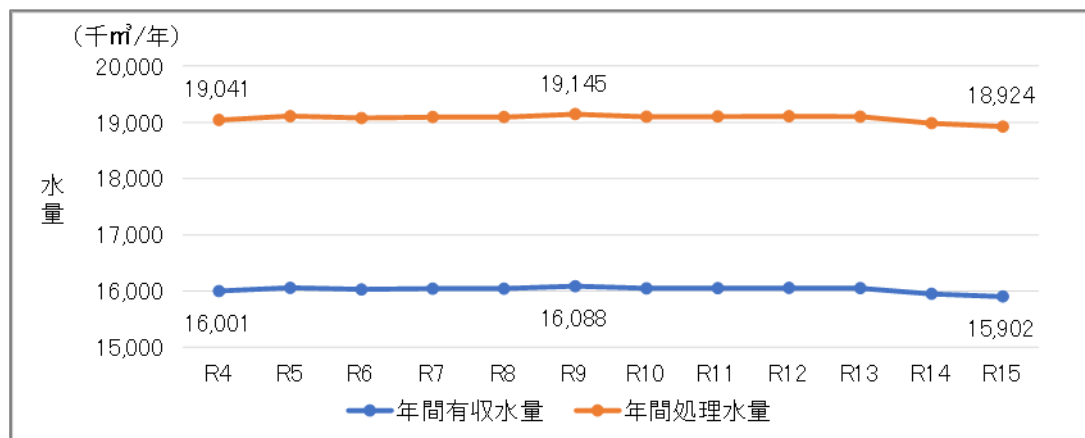
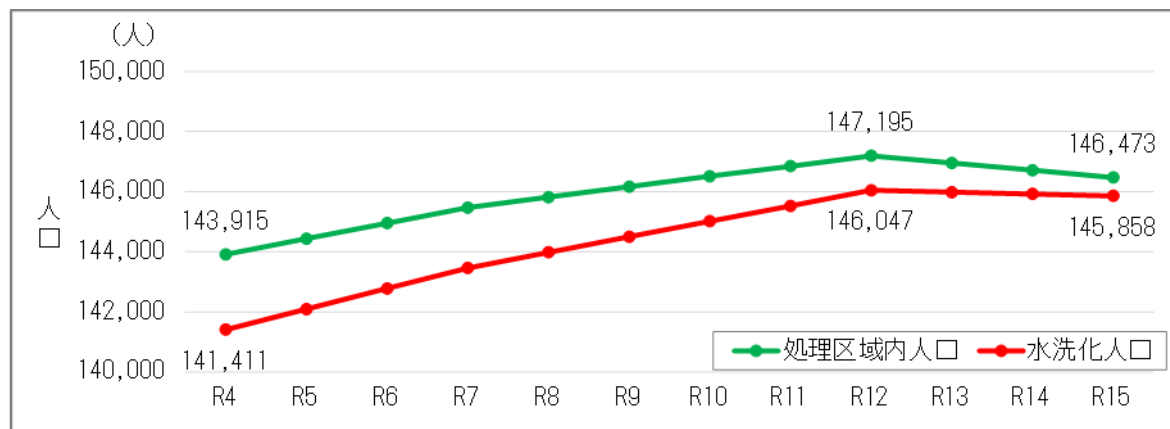
 低いほど望ましい



4 現行計画の概要

第4章 投資・財政計画

計画策定時の
人口・汚水量予測





4 現行計画の概要

第4章 投資・財政計画

【一般会計繰入金について】

・下水道事業は公営企業であり、基本的には水道事業と同様、独立採算の原則が適用されますが、経費の負担区分について、「雨水公費、污水私費の原則」を基本としています。

雨水公費とは・・・

⇒雨水対策をすることは浸水等の被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費(税収入)で賄うという考えです。

污水私費とは・・・

⇒污水事業は、利用者からの下水道使用料で賄うことが原則ですが、水質保全など公衆衛生の向上に寄与し、公共の利益をもたらす側面もあるため、総務省の基準に基づき、費用の一部について、一般会計からの繰入が認められています。

下水道事業にかかる一般会計繰入金のイメージ



・上記のとおり一般会計繰入金は、総務省の基準に基づき、繰入を行うことが原則です。(基準内繰入)

・しかしながら、下水道使用料や総務省の基準に基づく繰入だけでは、安定した事業運営が困難な自治体においては、経営計画等に独自の基準を定めて、一般会計からの繰入を行っています。(基準外繰入)

なお、本市においては、右記の表のとおり経営計画に定め、一般会計からの繰入を行うこととしております。

令和10年度以降は、基準外繰入を廃止する予定です。

<本市の一般会計繰入金の考え方>

繰入金の内容 (污水事業のみ)		繰入方法	
		R4~R9	R10~R15
基準内	- 高度処理費 - 水質規制日 - 水洗便所利子補給 - 特別な企業債の償還 等	負担金	負担金
基準外	- 分流式下水道等に要する経費 - 資本費平準化債	収益的収入	借入金
		資本的収入	繰入無し
	- 高度処理費 - 建設改良費人件費	R4から繰入無し	繰入無し

4 現行計画の概要



第4章 投資・財政計画

(1) 投資計画

自然災害や施設の老朽化に着実に対応しながら、持続可能な経営が行えるよう必要な事業費を算出しました。

投資計画の内訳(R4~R15(12年間の累計))

(汚水)

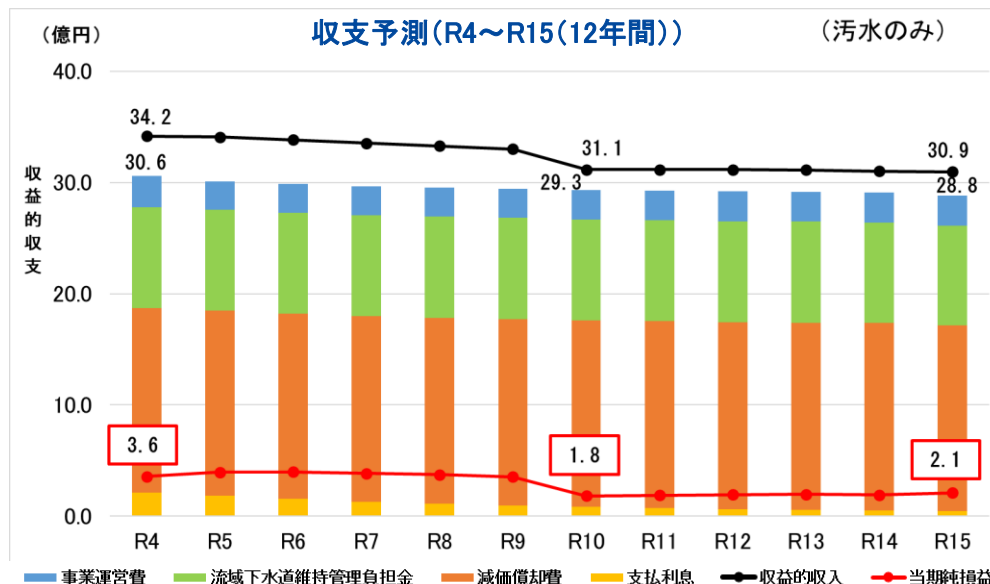
投資項目	金額(億円)	主な内容
改築更新	10.9	管渠・人孔・マンホールポンプの更新
耐震対策等	9.1	重要な幹線等の耐震診断・対策工事等
管路整備	4.8	面整備
合 計	24.8	

(雨水)

投資項目	金額(億円)	主な内容
雨水幹線整備	24.0	雨水幹線の整備
合 計	24.0	

(2) 財政計画

将来にわたり安定的に下水道サービスを提供するため、計画期間中の各年度において当期純利益を確保することを基本方針とし、収支予測を行いました。



収支予測等の結果、総務省基準外の一般会計繰入金の削減や変更を行っても、計画期間中（令和4年度～令和15年度）において、安定的な経営が可能と判断し、下水道使用料の改定は行わず、現行使用料を据え置きました。